

ケアステーション梅寿園 ユニット型介護施設 利用料金表

※(1)介護サービスご請求分内訳

(令和6年6月より)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
A:基準単価	670単位	740単位	815単位	886単位	955単位
B:夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ	27単位	27単位	27単位	27単位	27単位
C:サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位	6単位	6単位	6単位	6単位
D:介護職員等処遇改善加算Ⅱ	A+B+C×13.6%(小数点以下四捨五入)				
E:地域区分5級地換算額	A+B+C+D×10.45(1円未満切り捨て)				
F:ご請求金額	E×90%(1円未満切り捨て)				
G:30日利用の場合の請求金額	¥25,050	¥27,540	¥30,210	¥32,730	¥35,190

※上記の他、個別対象者には初期加算(入所時から30日)30単位/日を合計の単位数に加えて計算いたします。また、外泊時には、上記料金はかかりませんが、外泊加算とし、最長6日間は246単位/日及び居住費(6日間までは通常料金、7日目からは一律2006円)がかかります。尚、お出かけの日及びお帰りの日は通常料金となります。

※(2)居住費・食費ご請求分内訳

利用者負担限度額区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
世帯全体が市町村民税非課税の方で高齢福祉年金受給者の方	第1段階 一日あたり 居住費820円 食費300円				
世帯全体が市町村民税非課税の方で本人の課税年金収入額と合計所得が80万円以下の方	第2段階 一日あたり 居住費820円 食費390円				
世帯全体が市町村民税非課税の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	第3段階① 一日あたり 居住費1310円 食費650円				
世帯全体が市町村民税非課税の合計所得額と課税年金収入額の合計が120万円を超え266万円以下の方	第3段階② 一日あたり 居住費1310円 食費1,360円				
上記以外の方	第4段階 一日あたり 居住費2006円 食費1,445円				

※(3) (1)及び(2)より30日利用時の合計請求額(初期加算及びその他の利用料金は含まれておりません)

利用者負担限度額区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	¥58,650	¥61,140	¥63,810	¥66,330	¥68,790
第2段階	¥61,350	¥63,840	¥66,510	¥69,030	¥71,490
第3段階①	¥83,850	¥86,340	¥89,010	¥91,530	¥93,990
第3段階②	¥105,150	¥107,640	¥110,310	¥112,830	¥115,290
第4段階	¥128,580	¥131,070	¥133,740	¥136,260	¥138,720
第4段階2割負担者	¥153,630	¥158,580	¥163,920	¥168,990	¥173,880
第4段階3割負担者	¥178,680	¥186,120	¥194,100	¥201,720	¥209,070

※その他の利用料金

おやつ代	施設より提供をご希望される場合	100円/日
電気使用量	居室における私物の電気製品を使用している場合	20円/日

※食費は一日1食でも提供した場合、一日分の負担金となります。また、外泊等でまったく提供しなかった場合は食事負担金はありません。

ケアステーション梅寿園 多床型介護施設 利用料金表

※(1)介護サービスご請求分内訳

(令和6年6月より)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
A:基準単価	589単位	659単位	732単位	802単位	871単位
B:夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ	22単位	22単位	22単位	22単位	22単位
C:サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位	6単位	6単位	6単位	6単位
D:介護職員等処遇改善加算Ⅱ	A+B+C×13.6%(小数点以下四捨五入)				
E:地域区分5級地換算額	A+B+C+D×10.45(1円未満切り捨て)				
F:ご請求金額	E×90%(1円未満切り捨て)				
G:30日利用の場合の請求金額	¥21,990	¥24,480	¥27,060	¥29,580	¥32,010

※上記の他、個別対象者には初期加算(入所時から30日)30単位/日を合計の単位数に加えて計算いたします。また、外泊時には、上記料金はかかりませんが、外泊加算とし、最長6日間は246単位/日及び居住費(6日間までは通常料金、7日目からは一律855円)がかかります。尚お出かけの日及びお帰りの日は通常料金となります。

※(2)居住費・食費ご請求分内訳

利用者負担限度額区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
世帯全体が市町村民税非課税の方で高齢福祉年金受給者の方	第1段階 一日あたり 居住費0円 食費300円				
世帯全体が市町村民税非課税の方で本人の課税年金収入額と合計所得が80万円以下の方	第2段階 一日あたり 居住費370円 食費390円				
世帯全体が市町村民税非課税の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	第3段階① 一日あたり 居住費370円 食費650円				
世帯全体が市町村民税非課税の合計所得額と課税年金収入額の合計が120万円を超え266万円以下の方	第3段階② 一日あたり 居住費370円 食費1,360円				
上記以外の方	第4段階 一日あたり 居住費855円 食費1,445円				

※(3) (1)及び(2)より30日利用時の合計請求額(初期加算及びその他の利用料金は含まれておりません)

利用者負担限度額区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	¥30,990	¥33,480	¥36,060	¥38,580	¥41,010
第2段階	¥44,790	¥47,280	¥49,860	¥52,380	¥54,810
第3段階①	¥52,590	¥55,080	¥57,660	¥60,180	¥62,610
第3段階②	¥73,890	¥76,380	¥78,960	¥81,480	¥83,910
第4段階	¥90,990	¥93,480	¥96,060	¥98,580	¥101,010
第4段階2割負担者	¥112,950	¥117,930	¥123,120	¥128,130	¥133,020
第4段階3割負担者	¥134,940	¥142,380	¥150,180	¥157,710	¥165,030

※その他の利用料金

おやつ代	施設より提供をご希望される場合	1,800円/月
------	-----------------	----------

※食費は一日1食でも提供した場合、一日分の負担金となります。また、外泊等でまったく提供しなかった場合は食事負担金はありません。